

## 行 動 計 画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、また、女性が活躍でき、職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計 画 期 間 令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間
2. 内容と対策 ※目標 1～3 → 次世代育成支援対策推進法 ※目標 4 → 女性活躍推進法

### 目標 1：雇用環境の整備に関する事項

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備  
・男性の子育て目的の休暇の取得推進

- 令和 5 年 4 月～ 子育て中の男性職員との「子育て目的の休暇」の取得促進について意見交換を行う。
- 令和 5 年 6 月～ 意見交換を踏まえ、「男性の子育て目的の休暇」の取得促進や新規休暇の創設を検討する。
- 令和 5 年 9 月～ 実施内容に対する取組みの実施。(各種規程の整備後、概要のチラシ作成、各事業所内に掲示する。)

### 目標 2：雇用環境の整備に関する事項

・働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備  
・職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施

- 令和 5 年 4 月～ 「職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識」に対して、法人内の部会であるワーク・ライフ・バランス部会において意見交換を行う。
- 令和 5 年 9 月～ 意見交換後、情報提供内容や研修の企画・実施を検討する。
- 令和 5 年 11 月～ 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修(外部講師)の実施。

### 目標 3：子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施

- 令和 5 年 4 月～ 子ども(対象年齢：3 歳～)が保護者である労働者対象を調査、把握する。
- 令和 5 年 6 月～ 対象である保護者のニーズを考慮し、各事業所において「子ども参観日」の内容や時間設定をする。
- 令和 5 年 8 月～ 「子ども参観日」の開始。年 1～2 回開催する。

目標 4：全職員の内、女性が占める割合は約 84%となっているが、管理職に占める女性の割合は約 71%となっているため、管理職に占める女性の割合を 84%程度まで引き上げる。

- 令和 5 年 4 月～ 現状における課題の洗い出しと現管理職へのヒアリングを実施する。
- 令和 5 年 8 月～ 上記の結果を検討するとともに、管理職の候補となる職員を育成するための計画を検討する。
- 令和 6 年 1 月～ 計画に沿った体制の整備や研修等を通して能力の育成を図る。

令和3年度労働者一月当たりの平均残業時間(令和3年度)

【正規職員】

保育職	1.34 時間
介護職・生活相談員・介護支援専門員	6.11 時間
事務職	7.33 時間
栄養士・調理員	10.61 時間

【有期フルタイム職員】

保育職	0.14 時間
介護職・生活相談員・介護支援専門員	0.09 時間
看護職	9.85 時間
事務職	0.08 時間
栄養士・調理員	0.60 時間
保育補助	0.08 時間

【無期転換フルタイム職員】

保育職	1.82 時間
介護職・生活相談員・介護支援専門員	1.97 時間
栄養士・調理員	7.41 時間

【無期転換短時間職員】

介護職・生活相談員・介護支援専門員	2.63 時間
-------------------	---------

【パートタイム職員】

保育職	0.06 時間
栄養士・調理員	0.44 時間
児童クラブ支援員	1.77 時間